

大阪柔整だより

ダイジェスト版

【厚生労働省事務局原案】

1. 改定率 0.00%
2. 適正すべき項目：3 部位目の逡減強化 70/100 → 60/100
3. 評価を引き上げる項目（改定案）

	現 行	引上額	改定後
初検料	1,240円	95円	1,335円
再検料	270円	25円	295円
施療料（打撲・捻挫）	740円	20円	760円
後療料（打撲・捻挫）	500円	5円	505円

4. 適正化のための運用の見直し
 - 打撲・捻挫の施術について、3 ヶ月を超えて頻度の高い施術を行う場合に、支給申請書に、負傷部位ごとに経過や頻回施術理由を記載した文章の添付を義務付ける。
 - 施術者が経済上の利益の提供により、患者を誘引することを禁止する。
 - 支給申請書における患者が署名すべき欄に、施術者が代理記入するのは、「やむを得ない理由がある場合」であることを「やむを得ない理由」の例示とともに、受領委任の協定等に明記する。
 - 支給申請書に患者が記載する事項として、郵便番号、電話番号を追加する。
 - 施術管理者に対し、柔道整復師名の施術所内掲示を義務付ける。
 - 施術者に対し、療養費を請求する上での注意事項の患者への説明を義務付ける。
 5. 施行日：周知期間を確保する観点から、**平成 25 年 5 月 1 日**とする。
- ※ 「4. 適正化のための運用の見直し」については、現在厚生労働省と協議中です。
また、レセプト用紙については変更の予定はございません。

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
大鋼連健康保険組合 06271803	解 散	協会けんぽ 各支部	H 25 年4月1日
ジャパンパイルグループ健康保険組合 06134423	解 散	協会けんぽ 各支部	H 25 年4月1日
日立国際電気健康保険組合 06136535 日立健康保険組合 06138150	合 併	日立健康保険組合 06138150	H 25 年4月1日
タチバナ健康保険組合 06270813 大阪金属問屋健康保険組合 06272165	合 併	大阪金属問屋健康保険組合 06272165	H 25 年4月1日
法務省共済組合鳥取地方法務局支部 31310055	廃 止	法務省共済組合 鳥取地方検察庁支部 31310030	H 25 年4月1日
法務省共済組合松江地方法務局支部 31320054	廃 止	法務省共済組合 松江地方検察庁支部 31320039	H 25 年4月1日
法務省共済組合岡山地方法務局支部 31330053	廃 止	法務省共済組合 岡山地方検察庁支部 31330038	H 25 年4月1日
法務省共済組合広島法務局支部 31340086	名称変更	法務省共済組合 法務局広島支部 31340086	H 25 年4月1日
法務省共済組合山口地方法務局支部 31350093	廃 止	法務省共済組合 山口地方検察庁支部 31350085	H 25 年4月1日
	新 設	座間駐屯地業務隊 07140130	H 25 年3月 26 日

*** 労災申請時の費用請求書はダウンロードしたのも使用できます ***

厚生労働省のホームページから「療養（補償）給付たる療養の費用請求書（柔整）」《業務害用・通勤災害用》の申請書をダウンロードしたのも使用できます。

印刷の注意事項

(1) 印刷に使用する用紙

①大きさ：A4サイズ

②厚さ・色：坪量67g/m²程度、白色度80%以上

（一般的に「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で販売されているもの）

③汚れ、曲がり、濡れ、破損、変色等がないこと。

(2) 必ず「**両面印刷**」をすること。 ※のり付け、ホッチキス止めは不可。

(3) 印刷の際は、「**ページの拡大・縮小**」、「**ページの回転・中央配置**」等の処理を行わないこと。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

専用用紙を使用する時と同様に、請求台帳と一緒に本会に提出して下さい。

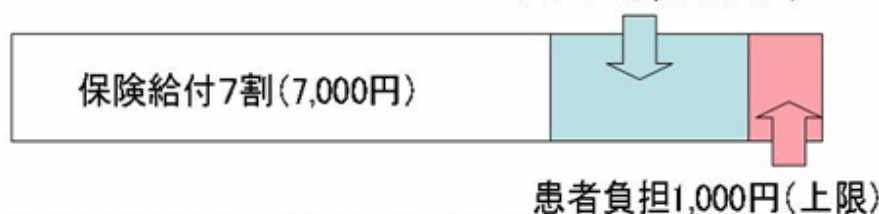
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。